

## 各施設の最大使用人数の目安について

「城島総合文化センター施設使用における新型コロナウイルス感染防止策基準（研修室、和室、茶室、視聴覚室）」の1に基づき、新型コロナウイルス感染防止を目的とした各施設の最大使用人数の目安を下記のとおり定める。

記

### 【新型コロナウイルス感染防止を目的とした各施設の最大使用人数の目安】

施設名	最大使用人数の目安
研修室 1	24 人
研修室 2	30 人
和室	40 人
茶室	28 人
視聴覚室	30 人

※展示・設営物の設置等で、人と人との間隔が影響を受ける場合や運動を伴う使用の場合等は、上表に関わらず、状況に応じて、人と人との間隔を確保すること。

※楽器の練習などでマスクの着用ができない場合は、上表に関わらず、さらなる人と人との間隔の確保や換気対策をおこなうこと。

附 則（令和 2 年 9 月 19 日 2 城文第 1085 号）

- 1 この基準は、令和 2 年 9 月 19 日から施行する。

附 則（令和 3 年 1 月 14 日 2 城文第 1965 号）

- 1 この基準は、令和 3 年 1 月 14 日から施行する。
- 2 この基準は、「新型コロナウイルス感染防止を目的とした各施設の最大使用人数の目安について」（令和 2 年 9 月 19 日 2 城文第 1084 号）及び「新型コロナウイルス感染防止を目的とした各施設の最大使用人数の目安について」（令和 2 年 9 月 19 日 2 城文第 1085 号）に関わらず、令和 3 年 1 月 16 日以降の施設利用から適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 1 日 2 城文第 2378 号）

- 1 この基準は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 2 2 日 2 城文第 2599 号）

- 1 この基準は、令和 3 年 3 月 2 2 日から施行する。